

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和4年11月24日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県医療機能基礎調査及び石川県入院患者1日調査のデータ入力、集計表作成

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

別紙のとおり

(3) 納入期限(履行期間)

令和5年2月28日(火)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：金沢市鞍月1-1

所 属：健康福祉部地域医療推進室

連絡先：TEL：076-225-1468 FAX：076-225-1449

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年12月1日(木) 12時

(2) 提出先

住 所：金沢市鞍月1-1

所 属：健康福祉部地域医療推進室

連絡先：TEL：076-225-1468 FAX：076-225-1449

別紙

調達物品（役務）の規格・数量等

業 務 内 容		数 量
データ入力	石川県医療機能基礎調査票（病院）	91件
	〃（診療所）	520件
	石川県入院患者1日調査票（病院）	91件
	〃（診療所）	55件
集計表作成		1式